

# 過疎地域自立促進特別措置法の概要（平成12年度～平成32年度）

## 1. 法律の目的（法第1条）

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

## 2. 過疎地域の要件（法第2条）

中長期的な人口減少及び、長期的な人口減少の結果としての年齢構成の偏りから過疎地域を捉えることとし、過疎地域の要件を(1)～(3)に該当する地域とした（(2)は平成22年改正により追加、(3)は平成26年改正により追加）。

(1) 次のいずれかに該当し（人口要件）、かつ、平成8年度～平成10年度の3ヶ年平均の財政力指数が0.42以下で、公営競技収益が13億円以下（施行令第1条）であること（財政力要件）。

①S35年～H7年の人口減少率が30%以上

②S35年～H7年の人口減少率が25%以上、高齢者比率（65歳以上）24%以上

③S35年～H7年の人口減少率が25%以上、若年者比率（15歳以上30歳未満）15%以下

④S45年～H7年の人口減少率が19%以上

\*ただし、①②③の場合、S45年～H7年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。

### 【追加公示】

平成12年の国勢調査の確定人口に基づき、追加公示を行う（法第32条）。

① 上記(1)の人口要件中、各対象年次を5年ずつずらして適用。

② 上記(1)の財政力要件を、平成10年度～平成12年度の3ヶ年平均の財政力指数として適用。

(2) 次のいずれかに該当し（人口要件）、かつ、平成18年度～平成20年度の3ヶ年平均の財政力指数が0.56以下で、公営競技収益が20億円以下（施行令第1条）であること（財政力要件）。

①S35年～H17年の人口減少率が33%以上

②S35年～H17年の人口減少率が28%以上、高齢者比率（65歳以上）29%以上

③S35年～H17年の人口減少率が28%以上、若年者比率（15歳以上30歳未満）14%以下

④S55年～H17年の人口減少率が17%以上

\*ただし、①②③の場合、S55年～H17年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。

(3) 次のいずれかに該当し（人口要件）、かつ、平成22年度～平成24年度の3ヶ年平均の財政力指数が0.49以下で、公営競技収益が40億円以下（施行令第1条）であること（財政力要件）。

①S40年～H22年の人口減少率が33%以上

②S40年～H22年の人口減少率が28%以上、高齢者比率（65歳以上）32%以上

③S40年～H22年の人口減少率が28%以上、若年者比率（15歳以上30歳未満）12%以下

④S60年～H22年の人口減少率が19%以上

\*ただし、①②③の場合、S60年～H22年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。

(4) 次のいずれかに該当し（人口要件）、かつ、平成25年度～平成27年度の3ヶ年平均の財政力指数が0.5以下で、公営競技収益が40億円以下（施行令第1条）であること（財政力要件）。

- ①S45年～H27年の人口減少率が32%以上
  - ②S45年～H27年の人口減少率が27%以上、高齢者比率（65歳以上）36%以上
  - ③S45年～H27年の人口減少率が27%以上、若年者比率（15歳以上30歳未満）11%以下
  - ④H2年～H27年の人口減少率が21%以上
- \*ただし、①②③の場合、H2年～H27年の25年間で10%以上人口増加している団体は除く。

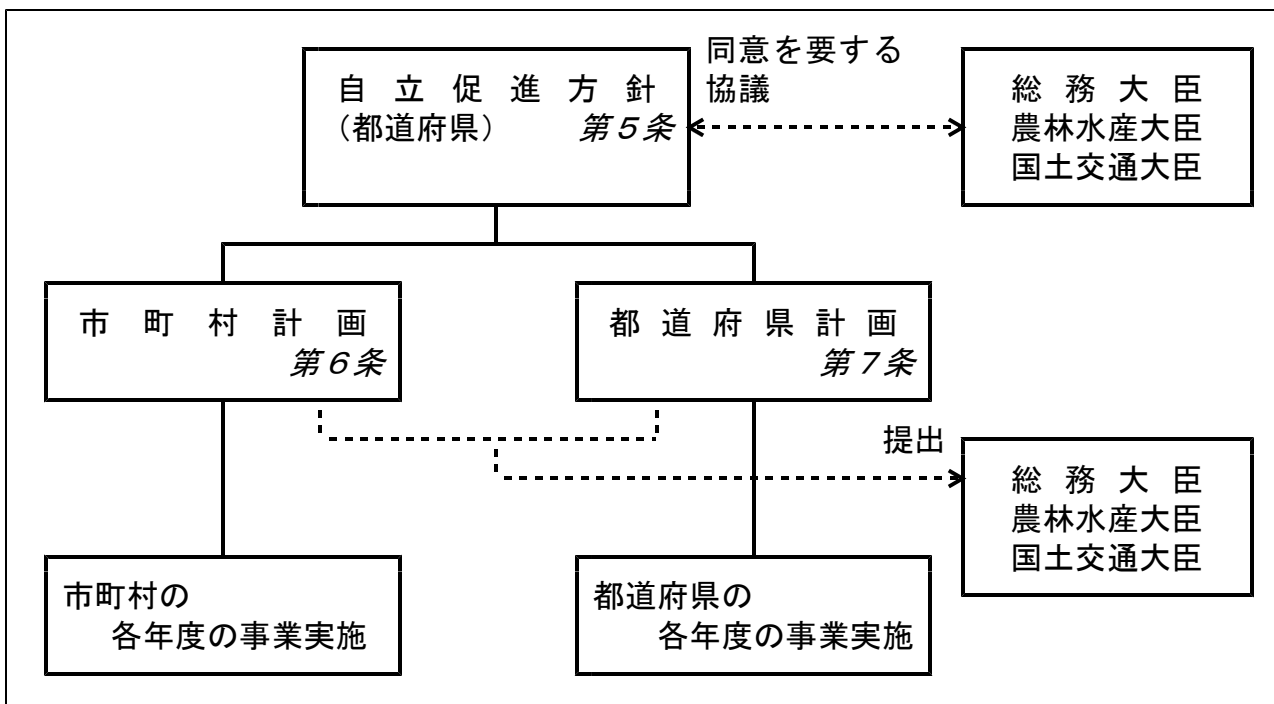
【過疎地域の状況】	(過疎市町村)	(全 国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数 (H29. 4. 1)	817	1,718	47.6 %
人口 (平27国調:万人)	1,088	12,709	8.6 %
面積 (平27国調: km <sup>2</sup> )	225,468	377,971	59.7 %

### 3. 過疎地域自立促進のための対策の目標 (法第3条)

- ① 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等により、産業を振興し、安定的な雇用を増大すること
- ② 交通施設、通信施設等の整備を図ること等により交通通信連絡を確保するとともに、過疎地域における情報化を図り、及び地域間交流を促進すること
- ③ 生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保並びに教育の振興を図ることにより、住民生活の安定と福祉の向上を図ること
- ④ 美しい景観の整備、地域文化の振興を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること
- ⑤ 基幹集落の整備、適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること

### 4. 過疎地域自立促進計画等 (法第5条～法第7条)

#### 【計画制度】



なお、過疎地域自立促進方針（第5条）、過疎地域自立促進市町村計画（第6条）、過疎地域自立

促進都道府県計画（第7条）については、平成22年4月1日から、これらの策定に係る義務付けが廃止されるとともに、市町村から都道府県に対する市町村計画策定にあたっての事前協議の内容を見直す等の所要の措置が講じられている。（※ただし、法に基づく財政上の特別措置及びその他の特別措置を活用する場合には、引き続き計画の策定が必要であることに留意。）

## 5. 具体的施策

### （1）国の補助のかさ上げ等（法第10条、第11条）

- 統合に伴う小中学校校舎等（1/2 → 5.5/10：公立学校施設整備費負担金）
- 公立保育所（1/2 → 5.5/10）
- 公立以外の保育所（1/2 → 2/3：保育所等整備交付金）
- 消防施設（1/3 → 5.5/10）
- 統合に伴う教職員住宅の建築（事業に要する経費の5.5/10：学校施設環境改善交付金）
- ※ 保育所等整備交付金、学校施設環境改善交付金においては、補助率を勘案して嵩上げ分を上乗せ。また公立保育所、消防施設については、特別の地方債を措置（元利償還金の100%を交付税の基準財政需要額に算入）。

### （2）過疎地域自立促進のための地方債（法第12条）

- 過疎地域の市町村は、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として、過疎地域自立促進のための地方債（過疎対策事業債）を発行することができる。
- 過疎対策事業債の元利償還金の70%相当額は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

#### 【対象事業】

産業 振興 施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資</li> <li>○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道・漁港施設・港湾施設</li> <li>○地場産業の振興に資する施設</li> <li>○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所</li> <li>○観光、レクリエーションに関する施設</li> <li>○農林漁業の経営の近代化のための施設</li> <li>○商店街振興のために必要な共同利用施設</li> </ul>	厚生 施設 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下水処理のための施設</li> <li>○一般廃棄物処理のための施設</li> <li>○火葬場</li> <li>○消防施設</li> <li>○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設</li> <li>○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設</li> <li>○保育所、児童館</li> <li>○認定こども園</li> <li>○市町村保健センター及び母子健康包括支援センター</li> <li>○診療施設</li> <li>○簡易水道施設</li> </ul>
交通 通信 施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村道及び市町村が管理する都道府県道・橋りょう</li> <li>○農林道</li> <li>○電気通信に関する施設</li> <li>○交通の便に供するための自動車、渡船施設</li> <li>○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両</li> <li>○除雪機械</li> </ul>	教育 文化 施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公立の小学校、中学校及び義務教育学校又は市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</li> <li>○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備</li> <li>○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅</li> <li>○図書館</li> <li>○公民館その他の集会施設</li> <li>○地域文化の振興等を図るための施設</li> </ul>
過疎地域自立促進特別事業 (いわゆるソフト対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業（基金の積立てを含む）</li> </ul>		

- 平成29年度計画額 4,500億円（対前年度（当初）300億円、7.1%増）
- 平成28年度計画額 4,200億円（当初）、4,409億円（改定後）

### **(3) 都道府県代行制度 (法第14条～法第15条)**

- 基幹道路 (基幹的な市町村道、農道、林道、漁港関連道：法第14条)
- 公共下水道 (幹線管渠、終末処理場、ポンプ場：法第15条)

### **(4) 行政上の特別措置 (法第16条～法第25条)**

- ・医療の確保 (法第16～17条)
- ・高齢者の福祉の増進 (法第18～19条)
- ・交通の確保 (法第20条)
- ・情報の流通の円滑化及び通信体系の充実 (法第21条)
- ・教育の充実に関する配慮 (法第22条)
- ・地域文化の振興等に関する配慮規定 (法第23条)
- ・農地法等による処分についての配慮 (法第24条)
- ・国有林野の活用 (法第25条)

### **(5) 金融措置 (法第26条～法第28条)**

- 1) 法による措置
  - 株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付 (法第26条)
  - 中小企業に対する資金の確保 (法第27条)
  - 沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付 (法第28条)
- 2) その他：株式会社日本政策金融公庫による融資制度

### **(6) 税制措置 (法第29条～法第30条、地方税法第586条)**

- 1) 所得税・法人税に係る事業用資産の買換えの場合の課税の特例 (第29条)
- 2) 所得税・法人税に係る減価償却の特例 (第30条)  
(製造業、旅館業、農林水産物等販売業)
- 3) 特別土地保有税の非課税措置 (地方税法第586条)  
(製造の事業の用に供する設備、集会、宿泊、スポーツ施設)

### **(7) 地方税の課税免除・不均一課税に伴う地方交付税の減収補てん措置 (第31条)**

- ・製造業、旅館業、農林水産物等販売業 (事業税、不動産取得税、固定資産税)
- ・畜産業、水産業 (個人事業税)

## **6. 合併の場合の取扱い (法第33条)**

- 1) 市町村の廃置分合により設置された、又は境界変更があった市町村が、総務省令・農林水産省令・国土交通省令に定める要件に該当する場合は過疎地域とみなす (第1項)。
- 2) 過疎地域市町村を含む合併があった場合、過疎対策事業が引き続き円滑に実施できるよう、合併による新市町村が法第2条及び1)の要件に該当しない場合であっても、新市町村の区域のうち、旧過疎地域市町村の区域を過疎地域とみなす (第2項)。